

医療的ケア児等の協議の場の設置等について

1 取組の主旨

中野区では国の基本指針に基づき、第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）において成果目標として「重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置」を定めている。

このため、区では、重症心身障害児や医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの連携の場の確保に向け取組を進めている。

2 取組の方向性

（1）協議の場の設置について

① 設置目的

重症心身障害児や医療的ケア児（以下「医療的ケア児等」という。）への支援に係る区内の多様な地域課題の解決を目的として、関係機関等から構成する（仮称）中野区医療的ケア児等支援地域協議会を設置する。

② 所掌事項

- ア 医療的ケア児等の支援に係る課題の抽出及び実態把握に関すること。
- イ 医療的ケア児等に係る関係機関の取組及び連携支援体制に関すること。
- ウ その他医療的ケア児の支援に必要な事項に関すること。

③ 対象者

- ・原則として、18歳未満の医療的ケア児等とする。
- ・但し、上記のうち、児童福祉法のサービス対象から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のサービス対象に移行後の、一定期間は対象として含む。

④ 設置形態等

- ・地域の協議会として位置付け、事務局を障害福祉課とする。
- ・年2回程度開催する。
- ・一般区民等の傍聴可とするが、議題に応じて協議会が決定した場合は、非公開とすることができる。

⑤ 委員構成

学識経験者、医療機関、教育機関、保育園・幼稚園、親の会、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所、医療的ケア児コーディネーター等から構成する（15名程度）。

(2) 医療的ケア児コーディネーターの連携の場の確保について

① 目的

医療的ケア児コーディネーターを中心として、医療的ケア児等の支援を行っている関係者（区保健師、障害児相談支援事業所職員等）が、相談援助技術を向上させるための情報共有等の場として、（仮称）中野区医療的ケア児等支援情報連絡会を設置する。

② 対象者

前記「(1) 協議の場の設置について」と同様。

③ 開催内容

関係機関における相談援助技術の向上を目的として、次の情報共有等を行う。

ア 医療的ケア児等を対象とした相談支援の事例の共有

イ 医療的ケア児等の支援に資する社会資源に関する情報の共有

ウ その他、医療的ケア児等の支援に必要な情報の共有等

④ 開催要領

年4回程度開催する（非公開）。

⑤ 構成

実務的に医療的ケア児等の支援に関わる者を中心に構成する。

（例）医療的ケア児コーディネーター、相談支援事業所、通所支援事業所、医療機関（訪問看護ステーション等）、区職員（保健師等）等

3 今後の予定

令和4年11月～12月 関係団体説明、構成員調整

令和5年 1月 （仮称）中野区医療的ケア児等支援情報連絡会（第1回）開催

3月 （仮称）中野区医療的ケア児等支援地域協議会設置要綱制定

4月以降 （仮称）中野区医療的ケア児等支援地域協議会（第1回）及び
（仮称）中野区医療的ケア児等支援情報連絡会（第2回）開催